



金沢市公報

号外第 5 0 号の 2

平成16年(2004年)12月28日

〒920 8577

金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号

発行所 金 沢 市 役 所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ	公営企業管理規程	
規 則		企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	(企業総務課) 3
職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(職 員 課) 1		

規 則

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月28日

金 沢 市 長 山 出 保

●金沢市規則第96号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則(昭和31年規則第39号)の一部を次のように改正する。

第19条の6の次に次の1条を加える。

(寒冷地手当)

第19条の7 条例第23条第1項に規定する市長が定める勤務箇所は、別表第3の3に掲げる勤務箇所とする。

2 条例第23条第1項の市長が定める区域は、市内の町若しくは字の区域又はこれに相当する区域のうち、別表第3の3に掲げる勤務箇所からおおむね1キロメートル以内の区域の全部又は一部が含まれる区域とする。

別表第3の2の次に次の1表を加える。

別表第3の3(第19条の7関係)

勤 務 箇 所	所 在 地
放牧場	金沢市小豆沢町ヲ3番地
犀川小学校	金沢市末町2の148番地
湯涌小学校	金沢市湯涌荒屋町23番地
東浅川小学校	金沢市浅川町イ140番地1
芝原中学校	金沢市湯涌荒屋町23番地
犀生中学校	金沢市末町10の4番地
キゴ山ふれあいの里	金沢市小豆沢町ヲ4番地
キゴ山少年自然の家	金沢市平等本町カ13番地1
キゴ山天体観察センター	金沢市平等本町カ13番地1
キゴ山自然学習館	金沢市俵町テ甲18番地

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の職員の給与に関する条例施行規則の規定は、平成16年10月29日から適用する。
- この項から附則第10項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 改正条例 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成16年条例第60号)をいう。
 - 改正後の条例 改正条例第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)をいう。
 - 改正後の法律 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号。以下「改正法」という。)第2条の規定による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)をいう。

- (4) 旧寒冷地 改正条例附則第 4 項第 5 号に規定する旧寒冷地をいう。
 - (5) 経過措置対象職員 改正条例附則第 4 項第 7 号に規定する経過措置対象職員をいう。
 - (6) 基準在勤地域 改正条例附則第 4 項第 8 号に規定する基準在勤地域をいう。
 - (7) 基準世帯等区分 改正条例附則第 4 項第 9 号に規定する基準世帯等区分をいう。
 - (8) みなし寒冷地手当基礎額 改正条例附則第 4 項第10号に規定するみなし寒冷地手当基礎額をいう。
 - (9) 支給対象職員 改正条例附則第11項に規定する支給対象職員をいう。
 - (10) 世帯等の区分 改正法第 2 条の規定による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第 2 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に規定する世帯等の区分をいう。
 - (11) 基準日 改正後の条例第23条第 1 項に規定する基準日をいう。
- 4 改正条例附則第 9 項第 6 号の市長が定める職員は、その者を改正後の条例第23条第 1 項の規定により寒冷地手当が支給される職員とみなして同条第 2 項の規定を適用したとしたならば改正後の法律第 2 条第 1 項の表の扶養親族のある職員に該当する職員とする。
- 5 改正条例附則第11項の規定による寒冷地手当の支給については、次に定めるところによる。
- (1) 基準日（その属する月が平成18年 3 月までのものに限る。）において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者のうち改正条例附則第 4 項第 7 号アに掲げる職員に該当するものに対しては、次に掲げる額のうちいずれか低い額の寒冷地手当を支給する。

ア 経過措置対象職員であって改正条例附則第 4 項第 7 号アに掲げる職員に該当するものである期間において在勤したことのある旧寒冷地及び平成16年10月29日以降における世帯等の区分によって基準在勤地域及び基準世帯等区分を定めるものとした場合におけるみなし寒冷地手当基礎額（以下「改正条例附則第 5 項支給額」という。）

イ 次に掲げる額のうちいずれか高い額

 - (ア) 経過措置対象職員であって改正条例附則第 4 項第 7 号イに掲げる職員に該当するものである期間において在勤したことのある旧寒冷地及び平成16年10月29日以降における世帯等の区分によって基準在勤地域及び基準世帯等区分を定めるものとした場合におけるみなし寒冷地手当基礎額から改正条例附則第 7 項の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額（以下「改正条例附則第 7 項支給額」という。）
 - (イ) (ア)の基準在勤地域及び基準世帯等区分により改正後の条例第23条第 2 項の規定を適用したとしたならば算出される最も低い寒冷地手当の額（以下「最低新手当額」という。）
 - (2) 基準日（その属する月が平成18年11月から平成21年 3 月までのものに限る。）において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者のうち改正条例附則第 4 項第 7 号アに掲げる職員に該当するものに対しては、次に掲げる額のうちいずれか低い額が零を超えることとなるときは、当該いずれか低い額の寒冷地手当を支給する。

ア 経過措置対象職員であって改正条例附則第 4 項第 7 号アに掲げる職員に該当するものである期間において在勤したことのある旧寒冷地及び平成16年10月29日以降における世帯等の区分によって基準在勤地域及び基準世帯等区分を定めるものとした場合におけるみなし寒冷地手当基礎額から改正条例附則第 6 項の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額（以下「改正条例附則第 6 項支給額」という。）

イ 改正条例附則第 7 項支給額又は最低新手当額のいずれか高い額
 - (3) 基準日（その属する月が平成21年11月から平成22年 3 月までのものに限る。）において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者のうち改正条例附則第 4 項第 7 号アに掲げる職員に該当するものに対しては、改正条例附則第 6 項支給額又は最低新手当額のいずれか低い額が零を超えることとなるときは、当該いずれか低い額の寒冷地手当を支給する。
 - (4) 基準日（その属する月が平成18年 3 月までのものに限る。）において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者のうち改正条例附則第 4 項第 7 号イに掲げる職員に該当するものに対しては、次に掲げる額のうちいずれか低い額が、その者につき改正後の条例第23条第 2 項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、当該いずれか低い額の寒冷地手当を支給する。

ア 改正条例附則第 5 項支給額

イ 改正条例附則第 7 項支給額又は最低新手当額のいずれか高い額
 - (5) 基準日（その属する月が平成18年11月から平成21年 3 月までのものに限る。）において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者のうち改正条例附則第 4 項第 7 号イに掲げる職員に該当するものに対しては、次に掲げる額のうちいずれか低い額が、その者につき改正後の条例第23条第 2 項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、当該いずれか低い額の寒冷地手当を支給する。

過措置対象職員である者のうち改正条例附則第 4 項第 7 号イに掲げる職員に該当するものに対しては、次に掲げる額のうちいずれか低い額が、その者につき改正後の条例第23条第 2 項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、当該いずれか低い額の寒冷地手当を支給する。

ア 改正条例附則第 6 項支給額

イ 改正条例附則第 7 項支給額又は最低新手当額のいずれか高い額

6 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する前項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者の寒冷地手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 改正後の条例第24条第 2 項又は第 3 項の規定により給与の支給を受ける職員 改正条例附則第 8 項の規定の例による額

(2) 改正条例附則第 9 項各号に掲げる職員 零

7 附則第 5 項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者が、改正条例附則第10項の規定の例によるものとした場合において同項各号に掲げる場合に該当することとなるときは、その者の寒冷地手当の額は、前 2 項の規定にかかわらず、同項の規定の例による額とする。

8 改正条例附則第12項の市長が定める法人は、次に掲げる法人とする。

(1) 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第 1 条に規定する公庫

(2) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第 9 条の 2 各号に掲げる法人

(3) 前 2 号に掲げる法人のほか、市長がこれらに準ずる法人であると認めるもの

9 人事交流等により職員の給与に関する条例の給料表の適用を受ける職員となった者であって、平成16年10月29日以降の職員以外の地方公務員、国家公務員又は前項各号に掲げる法人に使用される者として勤務していた期間を同条例の給料表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に、基準日（その属する月が平成22年 3 月までのものに限る。）において経過措置対象職員である者となるものに対しては、この場合において改正条例附則第 5 項から第10項まで又は附則第 5 項から第 7 項までの規定を適用したとしたならばこれらの規定による寒冷地手当を支給されることとなるときは、これらの規定の例による額の寒冷地手当を支給する。

10 改正条例附則第17項の市長が別に定める日は、平成17年 1 月の給料の支給定日とする。

公 営 企 業 管 理 規 程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成16年12月28日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

●金沢市公営企業管理規程第21号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の給与に関する規程（昭和52年公営企業管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「、寒冷地手当」を削る。

第10条の次に次の 1 条を加える。

（寒冷地手当）

第10条の 2 条例第12条に規定する管理者が定める勤務箇所は、別表第 3 に定めるところによる。

2 条例第12条の管理者が定める区域は、市内の町若しくは字の区域又はこれに相当する区域のうち、別表第 3 に掲げる勤務箇所からおおむね 1 キロメートル以内の区域の全部又は一部が含まれる区域とする。

3 前 2 項に定めるもののほか、寒冷地手当の額及び支給方法については、一般職の職員の例による。

別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3 （第10条の 2 関係）

勤 務 箇 所	所 在 地
末浄水場	金沢市末町 1 の 1 番地

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 改正後の企業職員の給与に関する規程の規定は、平成16年10月29日から適用する。

平成16年(2004年)12月28日 印刷
平成16年(2004年)12月28日 発行

発行人
発行所
印刷者 石川県金沢市玉銚 4 丁目 166 番地
印刷所 石川県金沢市玉銚 4 丁目 166 番地

定価 100円

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄